

平成31年3月定例農業委員会議事録

開会 3月25日(月)午前9時

(欠席委員)萩野委員

(事務局出席者)原田事務局長、深津事務局次長、富田主幹、鈴木副主幹、
酒井主任主査、山口主事、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：それでは、ただいまから3月定例農業委員会議事を開催します。

本日は、萩野委員から本日の会議を欠席する旨の届け出を受けており、現在の出席委員は農業委員が11名、農地利用最適化推進委員が8名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

1番、増岡委員、2番、塚崎委員、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました番号1、明知上の件につきまして、地元の深谷委員から御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：現地確認をしてきました。申請地は分家用地として区画してある状態になっており、場所としても、既にこの地図のとおり、隣も民家で、かなり住宅が集まったところですので、農業上の影響は少ないと思います。また、地元に戻ってくるという話ですので、地元も歓迎しております。しかし、面積が大きいというのが少し気になります。これだけ必要ということでしたら仕方がないと思いますが、ここが一つ気になるところでございます。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号1について採決

をとります。

番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2、福谷の件につきまして、地元の林委員から御意見ををお願いします。

林委員：先ほど事務局から説明があったとおり、受け人は実家が福谷であり、渡し人とは親戚関係ということです。今回この場所を譲っていただいて飲食店を開業する計画でございます。図面を見ていただきますと、申請地の下側が企業の駐車場になっておりまして、上側が農地と隣接しているということですので、農業上の支障はそんなにはないと思います。

なお、地元の土地利用審査会におきまして、最近、福谷で飲食店が減っているということで、新たに開業することを歓迎しておりました。今回の案件については、やむを得ないと考えております。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、番号2について採決をとります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号2については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号3、東山の件につきまして、地元の高橋委員から御

意見を申し上げます。

高橋委員：先ほど事務局から説明があったとおりです。現地調査をして確認しました。渡し人は高齢であり、この土地は平成16年に相続で受け取った土地です。渡し人は名古屋市に住んでおり、遠方ですから土地を管理するということが難しく、相続人もいないということです。また、この土地は6年ほど前から受け人から借りて、駐車場として使用させてもらっていたそうです。排水についても、図面の右側の境界付近に土を盛って、左に排水をするということで、道路側溝に流すことを計画されているため、問題ないかと思います。よろしく申し上げます。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号3について採決をとります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号3については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第45号 全員賛成3件》

議長：続きまして、議案第46号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

【議案第46号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：確認ですが、果樹なのに借用期間が33年3月31日までと、期間が短い案件がありますが、何か理由がありますか。もう一点、イチゴの栽培でハウスという案件がありますが、こちらの協議をしてきた中で、イチゴ狩りだとか、観光農園的なことは考えてみえるのですか。その

2点をお願いします。

事務局：今、林委員から2点ご指摘いただきましたことについて、回答させていただきます。

まず、1点目の案件につきましては、果樹で期間が短いことについては、申請地は管理がなかなか難しい土地という事ですので、軌道に乗るまでの間は使用貸借権の設定で行っていくということです。その期間を明確に定めなければならないということで、3年という期間を定めたということでお伺いしています。

2点目につきましては、観光農園といった経営の多角化も視野には入れているようですが、当面はイチゴを栽培するところから取りかかるとのことです。今回の土地は、その経営拡大への足掛かりとしてスタートしていくということであり、試験的という意味合いが強いということでお話を伺っております。以上でございます。

近藤(雅)委員：イチゴ栽培についてですが、ハウス栽培をしますと、水をたくさん使うということになり、この地域が丘陵地の頂上ですので、水が排出されますと、下流に対する環境が一応懸念されるわけですね。ですから、排水状況をどういう形で計画されているのか、できればお聞かせ願いたいと思います。

事務局：近藤委員から御質問いただいた件につきましては、相手方に対し、十分な情報提供や、検討をお願いしたところであります。イチゴの栽培になりますので、水を多量に使うということがありまして、現在、井戸を掘り、地下水を利用されて、通年水を使いながら栽培を行っていくということです。その排水や付近に対する影響等も考慮していただくために、計画を提示していただきながら、事務局及び地元の委員さんにも相談させていただきながら、対応を予定しているところでございます。以上でございます。

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第46号 全員賛成1件》

議 長：続きまして、議案第47号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、事務局から説明を求めます。

【議案第47号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見等がある委員は挙手の上、発言をお願いします。

（質問、意見等なし）

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。
議案第47号について、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議 長：全員賛成により、議案第47号については承認することにします。
なお、事務局においては、本案をホームページ等により公表し、地域の農業者からの意見を聴取してください。

《採決結果：議案第47号 全員賛成1件》

議 長：続きまして、議案第48号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、事務局から説明を求めます。

【議案第48号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ただいま事務局から説明がありましたことにつきまして、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

（質問、意見等なし）

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。

議案第48号について、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、議案第48号については承認することとします。
なお、事務局におきましては、本案をホームページ等により公表し、地域の農業者からの意見を聴取してください。

《採決結果：議案第48号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第49号、農地法第3条第2項第5号に基づく別段の面積の設定について、事務局から説明を求めます。

【議案第49号、農地法第3条第2項第5号に基づく別段の面積の設定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。
議案第49号について、原案どおり決定することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、議案第49号については原案どおり決定することとします。

《採決結果：議案第49号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第50号、農業委員会等に関する法律第38条に規定する意見の提出について、事務局から説明を求めます。

【議案第50号、農業委員会等に関する法律第38条に規定する意見の提出について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ただいま事務局から説明がありましたことにつきまして、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。
議案第50号について、原案どおり決定することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、議案第50号については原案どおり決定することとします。

《採決結果：議案第50号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第51号、農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づく農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。

【議案第51号、農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づく農地利用最適化推進委員の委嘱について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ただいま事務局から説明がありましたことにつきまして、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。
議案第51号について、原案どおり決定することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、議案第51号については原案どおり決定することとします。

《採決結果：議案第51号 全員賛成1件》

議 長：続きまして、諮問に移ります。諮問第5号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてですが、委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第3条の規定により、議事に参与することができません。該当する番号4の事案につきましては、退席いただきますのでよろしくお願いいたします。

先に関係しない案件について、説明審議します。

それでは、事務局から説明を求めます。

【諮問第5号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございました。

番号2の西一色の件につきまして、地元の加藤委員から御意見を申し上げます。

加藤委員：周辺の農地一帯は農事組合法人に耕作をやらせてもらっているところですが、申請地の両脇はドラム缶の再生用地になっております。申請地の手前は農道になっており、ここも渡し人の専用道路のようになっていまして、現状、農業がやりにくい土地でありました。24日に自治区の総会がありまして、ここでも渡し人より説明がありまして、地元も申請どおり認めるということでもありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号2については適当であるとして市へ答申することとします。

議 長：続きまして、番号3、明知上の件につきまして、地元の深谷委員から御意見ををお願いします。

深谷(明)委員：現地は道路沿いで、隣の家は本家ということです。現地を確認してきましたが、今は畑で耕作がなされている状態でした。受け人は渡し人のお孫さんになると思いますが、地元の土地で、家を本家の隣に建てたいということなので、特段問題はないと思います。周りも既に擁壁ができておりますので、周辺農業にも影響がないと思いますので、許可が妥当だと思います。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号3について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号3については適当であるとして市へ答申することとします。

議 長：続きまして、番号5、同じく明知上の件につきまして、地元の深谷委員から御意見ををお願いします。

深谷(明)委員：これも地元の方の分家ということです。現場を確認したときは、きれいに整地してありました。その前は資材置き場となっていて、若干問題もあったと思いますが、現状が完全に更地になっておりますので、問題がないと思います。今まで資材置き場になってしまっていたところの処理はどうなっているのかが疑問点です。また、土地改良事業の地区が北部地区になっていますが、ここは北部になるのですか。

事務局：畑総の北部地区ということで確認をさせていただいております。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、

御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようですので、採決に移ります。
番号5について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号5については適当であるとして市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号6、明知下の件につきまして、地元の深谷委員から御意見ををお願いします。

深谷(良)委員：受け人の倉庫が隣にありまして、その駐車場をという形で聞いております。

申請の内容につきましては、御説明のとおりでありまして、特別問題ないかと思えます。ただし、周辺の農家、農地の所有者からの要望は出ております。例を申し上げますと、申請地の横に川に面した道路がついているのですが、その道路が広くないものですから、草刈りを定期的に行わないと、道路に草が覆ってきて、車とすれ違う際に、危険です。また、農地からの消毒薬に対する対策や、排気ガス等の心配も懸念されます。ただ、農地への影響ということではないですから、問題はないと思えますが、そういったことも考慮していただきたいという要望があります。

事務局：委員から御指摘いただいたように、周辺の農地に影響が出てしまっ
てはいけないので、その点につきましては事業者を確認をさせていただ
いて、気づいたところについては対応をいただくように説明させてい
ただいております。道路の草刈り、排気ガスの問題等についても話を
させていただいております。今後、そういった意見を取りまとめさせ
ていただいて、事業者に対応をしていただけるように伝えていきたい
と思っております。よろしく願いいたします。

議長：御意見等がありましたらお願いします。

鈴木委員：申請地は既に造成されて駐車場になっているのですか。なっていない
のですか。

事務局：少し前までは、隣の西側のセンターを開設するために一時転用にて利用していた場所ではあります。しかし現在はコンクリートや砂利も撤去して、きれいな農地に戻しているような状況でございます。特に駐車場としての利用形態は見られておりません。

議長：それでは、ほかに御意見がないようでありますので、採決に移ります。番号6について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号6については適当であるとして市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号7、同じく明知下の件につきまして、地元の深谷委員から御意見をお願いします。

深谷(良)委員：この案件は物流倉庫と関係のある内容でございます、駐車場として申請されているものでございます。

この申請内容につきまして特別問題はないと考えております。しかしながら、先ほどの案件で申したとおり、近隣の農地への影響という面では、対策をとられるようお願いいたしますという要望はあります。

議長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：この案件がどうのという話ではないですが、こういった運送業が自動車関連の事業の拡大という形の需要があるというのはよく理解しているのですが、優良農地を農振除外して開発する形が前から見受けられます。担い手農家や農事組合法人を含めて、利用権設定をして、一生懸命農業に従事しているようなところを、なるべく除外するのではなくて、多少耕作放棄地がたくさんあるだとか、耕作しにくいようなところへ誘導するような方策をとっていただかないと、せっかく担い手がやる気になって、一生懸命農業をやっているのに、そのやる気をなくすような除外は、よく検討した中でやっていただきたいと思います。今後の取り扱いについてということで、今回の案件云々ではございません。

事務局：御指摘いただきましてありがとうございます。委員からお話がありましたように、大きな開発事業の相談が寄せられつつございます。優良農地での案件も多々見受けられるものですから、こちらから事業者に

対して、未利用地をできる限りお願いいたしますというところは、最初の取りかかりとして行っているところでございます。しかし、実際はなかなか難しく、所有者との話し合いが既に終わってしまっている状況がスタートラインなものもあり、できる限り早い段階で、委員の皆様含め、地元へ情報提供及び、相談をしていきながら、窓口での指導を検討しておりますので、その際につきましても、御協力のほどお願いいたします。

議 長：ありがとうございました。

それでは、ほかに意見がないようでありますので、番号7については、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号7については適当であるとして市へ答申することとします。

議 長：続きまして、番号8、同じく明知下の件につきまして、地元の深谷委員から御意見を申し上げます。

深谷(良)委員：これは住宅の建設という内容でございます。自分の農地の一部に住宅を建てるという内容であります。場所についても住宅地の隣接地というところでありまして、耕作農地から見ても端になるところでございます。したがって、農地への影響はかなり少ないと考えております。特別に問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。

議 長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号8について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号8については適当であるとして市へ答申

することとします。

議長：続きまして、番号9、打越の件につきまして、地元の近藤委員から御意見をお願いします。

近藤(雅)委員：地図を見ていただきますと、東側が畑になっておりまして、かなり段差があります。ここから見渡しますと、南アルプスなどの見える非常に見晴らしのいい土地であります。農振地域に指定されておりまして、すぐ北側に1件ほど住宅があります。農振地域を分家住宅にすることで、非常に残念なのですが、他に土地はなく、仕方がないと思います。以上です。

議長：ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

鈴木委員：図面を見てみますと、合併浄化槽7人槽と書いてあるのですが、下水道につながうことはできないのですか。

事務局：合併浄化槽ということで、下水の可能性についても検討させていただいているのですが、下水道課に確認をさせていただいて、下水道の本管への距離が大分あるということで、事業費がかなりかかるということもあり、市としては下水道への接続を進めていくところなのですが、そういった兼ね合いで、今回、浄化槽を選択されたため、やむを得ないと考えております。以上です。

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。番号9について、市に対し適当であると答申すること賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号9については適当であるとして市へ答申することとします。

議長：続きまして、番号4については、岡本委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：番号4について事務局から説明を求めます。

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました番号

4、明知上の件につきまして、地元の深谷委員から御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：該当の土地の道の向かい側が本家になります。現状は写真のような土地で、隣接のハウスで花卉などの栽培をしております。その駐車場及び、堆肥置き場として使っている土地で、住宅を計画しています。ハウスの運営にも支障はないと思いますし、地元に戻ってくるという形で、許可は妥当だろうと思います。

議長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようですので、採決に移ります。

番号4について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号4については適当であるとして市へ答申することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：諮問第5号 全員賛成8件》

議長：続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

ア 平成31年2月分農地転用届出の受理状況について

議長：はい、ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、以上をもちまして予定していました議事は全て終了いたし

ました。

これをおもひまして議長のお職を終了させていただきます。ありがとうございます。

引き続き農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へお渡しします。

事務局：はい、どうもありがとうございます。

それでは、引き続き、3月の農地利用最適化推進会議を進めさせていただきます。

本日は、資料は4点御用意させていただいております。そのほかにも連絡事項がありますが、説明をさせていただきます。

- 1 平成31年度の農業関係の当初予算の内訳について
- 2 農業経営の意向に関するアンケートの結果について
- 3 平成30年度みよし市北部地区・西部地区農業事業ワークショップの開催結果について
- 4 その他
 - ② 農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - ② 4月の農業委員会意見交換会の開催について
 - ③平成30年度農地利用最適化交付金事業の成果実績について
 - ④各地区別農地明細一覧の活用について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：では、本日の会議は以上で終了させていただきたいと思ひます。

恐れ入れますが、一同、御起立を願ひます。

一同、礼。

(閉会午前11時00分)